

平成 30 年 12 月

就学支援金を受給されていない  
生徒・保護者のみなさまへ

## 自然災害に伴う授業料の免除について (お知らせ)

平成 30 年度に発生しました、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年台風第21号」により被災された方のうち、所得の基準を超えており、就学支援金を受給されていない方について、授業料を免除対象(※)とすることになりましたのでお知らせします。

申請の締め切り日は、平成31年1月31日です。免除となる授業料は被災した月の翌月分の授業料から平成31年3月分までの授業料です。

該当される方は、大阪府教育庁施設財務課又は在学している学校にお問い合わせください。

### ※授業料の免除対象になる方

#### ●家屋に被害があった場合(①かつ②両方を満たす方)

- ①保護者等(親権者)の居住する家屋が被害を受けた者で、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上となる者
- ②所得明細書に記載された保護者等の所得額から損害を復旧するために負担した費用の額(平成30年度支出見込額を含み、保険等による補てん額を除いた額)を差し引いた額が699万円(収入換算910万円)未満となる者

#### ●被災により収入が減少した場合

保護者等が被災し、次のいずれかの理由で収入が減少し、年間所得実績見込額が699万円(収入換算910万円)未満となる者

- ・保護者等の勤務する会社が被災したことにより廃業又は営業停止したこと
- ・保護者等が自営業者で被災したことにより廃業又は営業停止したこと
- ・その他、災害が保護者等の収入に影響を及ぼしたこと

大阪府教育庁施設財務課

電話(06)6944-6914

大阪府立成城高等学校事務室

電話(06)6962-2801